

健発0921第4号
令和3年9月21日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第157号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた後に重篤な副反応を呈した場合等、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則第7条第1項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で接種を行うことができることとすること。

なお、同条第2項の「その他前項の方法以外の方法で接種を行う必要がある場合」の具体的場合については、別途、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」別添）においてお示しする。

第二 施行期日

公布の日（令和3年9月21日）

○厚生労働省令第百五十七号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び附則第七条第一項の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種の方法）</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他同項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で接種を行うことができる。</p>	<p>附則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種の方法）</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p>

附則

この省令は、公布の日から施行する。